

JAS構造材実証・転換実証支援事業のうち転換実証支援事業助成金公募要領

4全木連発第1057号
令和4年7月19日
令和4年10月6日改正

第1 (総則)

JAS構造材実証・転換実証支援事業のうち転換実証支援事業（以下「転換実証事業」という。）に係る公募については、令和4年度JAS構造材実証・転換実証支援事業のうち転換実証支援事業助成金交付規程に定めるほか、この要領に定めるところによることとします。

第2 (用語及び定義)

この要領で用いる用語及び定義は次のとおりとします。

1 JAS構造材

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき制定された日本農林規格（以下「JAS規格」という。）の「製材（JAS 1083）」のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施した表示が付されたものに限る。）、「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（JAS 0600）」、「直交集成板（JAS 3079）」、「集成材（平成19年9月25日農林水産省告示第1152号）」のうち構造用集成材及び「単板積層材（JAS 0701）」のうち構造用単板積層材、「合板（平成15年2月27日農林水産省告示第233号）」のうち構造用合板及び「構造用パネル（JAS 0360）」として格付が行われた木材製品をいう。

2 構造用製材

JAS構造材のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施した表示が付されたもので機械等級区分構造用製材と併用する場合に限る。）をいう。

3 2×4工法構造用製材

JAS構造材のうち枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。

4 C L T

JAS構造材のうち直交集成板をいう。

5 構造用集成材

JAS構造材のうち構造用集成材をいう。

6 構造用LVL

JAS構造材のうち構造用単板積層材をいう。

7 転換実証

調達が困難になった資材を設計・施工上の工夫等を通じて代替となる木材製品へ転換する取組をいう。

8 構造用合板

JAS構造材のうち構造用合板をいう。

9 構造用パネル

JAS構造材のうち構造用パネルをいう。

- 10 施工実証
転換実証のうち、建築物の施工に係る取組をいう。
- 11 設計実証
転換実証のうち、建築物の設計に係る取組をいう。
- 12 設計費
意匠設計費と構造設計費をいう。
- 13 転換実証事業者
転換実証事業により採択された事業者をいう。
- 14 施工実証事業者
転換実証事業の対象となる建築物を施工する事業者をいう。
- 15 設計実証事業者
転換実証事業の対象となる建築物の設計をした事業者をいう。
- 16 宣言事業者
全木連が「JAS構造材活用宣言事業者の登録に係る要領」に基づき実施しているJAS構造材活用宣言事業でJAS構造材活用宣言事業者として登録している事業者をいう。
- 17 横架材
建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁、母屋など水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材（土台は除く）をいう。
- 18 羽柄材
建築物の間柱、根太、筋かい、胴縁・野縁、垂木、貫などの非構造材（内装材などの表面仕上げ材及び面材を除く。）をいう。
- 19 調達費
木材製品に係る材料費に工場でのプレカット加工及び施工地までの運搬に要する経費を加算した金額をいう。

第3（公募対象助成事業）

転換実証事業が採択された実証事業者には、別添1「JAS構造材実証・転換実証支援事業のうち転換実証支援事業の内容について」に定める事業を実施していただきます。

第4（転換実証事業への申請の要件）

転換実証事業に申請できる者は、以下1、2に掲げる要件のうち申請する区分の全ての要件に加え、3に掲げる要件を満たす者とします。ただし、1、2の両方に申請を行う場合は、全ての要件を満たす者とします。

- 1 施工実証
- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき建築工事業又は大工事業の許可を受けた者であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定された建築確認申請（以下「建築確認申請」という。）において実証事業に申請する建物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から転換実証事業に申請する権利の委譲を受けた施工者とする。ただし、対象物件の工事に当たって建築確認申請を要さない

い場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。

2 設計実証

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づき都道府県知事の登録を受けた者で、転換実証事業の物件の設計者であること。

3 共通

- (1) 別添 1 に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ転換実証事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- (2) 転換実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- (3) 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- (4) 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去 5 年以内にこれらに該当したことがある者（本要領において以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (5) 転換実証事業を同年度に 3 棟以上申請する者にあっては、3 棟目の転換実証事業を申請するまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づき別添 2 の登録実施機関から登録を受けていることとするほか、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、同一建築物において施工実証と設計実証の双方を申請する場合も 1 棟として数えるものとする。
 - ・ 木材 SCM（サプライチェーンマネジメント）支援システム「もりんく」（<https://molink.jp/>）の登録事業者
 - ・ 山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結した J A S 構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請をする者。

第 5（申請の上限）

転換実証事業に申請できる一者当たりの棟数の上限を 5 棟とします。なお、建築物の数え方は第 4 の 3 の(5)によるものとします。

第 6（転換実証事業の対象とすることができる建築物及びその要件）

転換実証事業の対象とすることができる建築物は次の要件を満たすものとします。

- 1 建築主が国でないもの。
- 2 戸建ての居住専用住宅又は事業用併用住宅（木造と木造以外の構造の混構造を含む。）のうち階数が地上 3 階建てのもの、若しくは延べ床面積が 500 m²以上のもの。
- 3 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成

において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りでない。

4 新築及び増改築する助成対象の床面積（非木造部分を除く。）が 10 m^2 を超えるものであること。

5 助成対象において、以下の(1)又は(2)の要件を満たすもの。

(1) 次のアの要件を満たすことである。その上で、羽柄材の転換も行う場合はイの要件も満たすものとする。

ア 建築物の横架材において、一部又は全部において、構造用製材、構造用集成材、構造用LVLを使用した、又は使用を前提とした設計を行った建築物であること。

イ 建築物の羽柄材において、一部又は全部において、構造用製材、構造用集成材、構造用LVL、その他のJAS格付が行われた木材（下地用製材、造作用集成材、造作用LVL、接着たて継ぎ材等。以下「JAS製品」という。）を使用した、又は使用を前提とした設計を行った物件であること。

(2) 枠組壁工法の建築物において助成を受ける場合は、一部又は全部において、 2×4 工法構造用製材を使用した、又は使用を前提とした設計を行った物件であること。

6 横架材、羽柄材又は 2×4 工法構造用製材において、調達が困難になった資材からJAS構造材又はJAS製品に転換するに当たって行う工夫を転換実証事業申請書（様式第1号）に、また行った工夫を転換実証事業助成金交付申請書（様式第6号）にそれぞれ記載すること。

7 代替材となるJAS構造材及びJAS製品を建築物の施工現場に荷受けした写真及び施工状態がわかる写真を提出できること。

8 建築確認申請又は建築工事届を出したものであること。

9 設計実証に申請する建築物は、発注者との契約関係等が明確で、かつ建築されることが確実なものであること。

10 転換実証事業の成果を林野庁及び全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したものであること。

11 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により転換実証事業者が炭素貯蔵量を算出すること。

第7（助成対象）

転換実証事業の助成対象は以下に定めるものとします。

1 転換実証事業者が行う施工実証において、第6に定める要件を満たす建築物を新築、増築、改築する場合に使用される木材製品を助成対象（以下「助成対象木材製品」という。）とし、その範囲及び材積は、以下に定めるものとする。

なお、助成対象木材製品は、転換実証事業者がクリーンウッド法に基づき合法性の確

認ができた旨を納品書等の書面の記載により確認できる木材製品とする。

- (1) 第6の(5)の(1)のアの要件を満たす場合、建築物に使用された横架材の材積。
 - (2) 第6の(5)の(1)のイの要件を満たす場合、建築物に使用された羽柄材の材積。
 - (3) 第6の(5)の(2)の要件を満たす場合、建築物に使用された枠組材の材積。
 - (4) 建築物に使用されたJAS構造材の材積((1)から(3)で助成対象となった木材を除く。)。
- 2 転換実証事業者が行う設計実証において、第6に定める要件を満たす建築物の木造部分の設計に係る設計費を助成対象とする。

第8 (助成金額)

助成金額は、施工実証及び設計実証の区分ごとに次のとおりとします。

1 施工実証

助成金額は以下の(1)、(2)及び(3)を比較し、最も低い金額から1,000円未満の額を切り捨てた額とする。

なお、助成額は一棟の施工実証に対して、15,000,000円を上限とする。

- (1) 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、第7の1の(1)、(2)、(3)及び(4)(CLT、構造用合板及び構造用パネルを除く。)の材積の合計に66,000円/m³を乗じた金額に、使用予定のCLTの材積の合計に140,000円/m³を乗じた金額並びに構造用合板及び構造用パネルの調達費に1/2を乗じた金額を加算した金額。
- (2) 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、第7の1の(1)、(2)、(3)及び(4)(CLT、構造用合板及び構造用パネルを除く。)の材積の合計に66,000円/m³を乗じた金額に、使用したCLTの材積の合計に140,000円/m³を乗じた金額並びに構造用合板及び構造用パネル調達費に1/2を乗じた金額を加算した金額。
- (3) 使用した第7の助成対象木材(構造用合板及び構造用パネルを除く。)の調達費の全額に、構造用合板及び構造用パネルの調達費に1/2を乗じた額を加算した額。

2 設計実証

助成金額は以下の(1)と(2)を比較し、最も低い金額から1,000円未満の額を切り捨てた額とする。

- (1) 事業申請時に申告する転換実証の対象物件の設計費に1/2を乗じた額とする。
ただし、混構造の物件にあっては、設計費の全額を対象物件の総床面積のうちの木造部の床面積の割合を乗じた額に1/2を乗じた額とする。

なお、一件当たりの助成額は、木造部の床面積に12,700円/m²を乗じた額に1/2を乗じた額を上限とする。

- (2) 交付申請時に申告する転換実証の対象物件の設計費に1/2を乗じた額とする。
ただし、混構造の物件にあっては、設計費の全額を対象物件の総床面積のうちの木造部の床面積の割合を乗じた額に1/2を乗じた額とする。

なお、一件当たりの助成額は、木造部の床面積に12,700円/m²を乗じた額に1

／2を乗じた額を上限とする。

- 3 同一物件で施工実証と設計実証を申請する場合の助成金額は、1により算出した金額と2により算出した金額の合計額とする。なお、それぞれの実証についてそれぞれの上限額を超えないものとする。

第9（転換実証事業申請書類の作成等）

転換実証事業者は、転換実証事業申請書（様式第1号）及び付属資料を別添3の申請物件の住所にある地域木材団体を経由して、全木連に提出するものとします。

第10（転換実証事業申請書等の提出期限、提出物等）

1 提出期限

令和4年10月7日（金）から令和4年10月31日（金）17時（必着）までとします。

なお、予算の状況により、期日前に締め切る場合があります。

2 申請書の提出場所

転換実証事業に申請する物件の住所にある別添3の地域木材団体とします。

（注）郵送の場合は、封筒に「転換実証支援事業申請書在中」と記載してください。

3 申請書の作成、事業の内容等に関するお問い合わせ先 (事務局)

一般社団法人全国木材組合連合会 転換実証支援事業事務局

4 提出していただくもの（… 提出資料の綴じる順で記載）

（1） 第9に規定する転換実証事業申請書及び付属資料（別添、別紙1、別紙2）

（2） 施工実証にあっては、申請物件に使用される木材、JAS構造材の使用予定量、予定調達費がわかる見積明細書等（JAS構造材の種類ごとに数量、金額が確認できるもの。）等。設計実証にあっては、設計見積書等。

（3） 施工実証にあっては、建築工事業又は大工工事業の建設業許可証の写し。設計実証にあっては、建築士事務所の登録の写し。

（4） 建築確認申請書等のコピー（受付印のあるもの）

（5） 申請物件の助成対象となるJAS構造材等が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示する。）され、判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの。）、立面図、軸組図及び梁伏せ図等

（6） 施工者として確認できる者から転換実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる委譲書及び当該物件の施工者との関係がわかる資料（契約書等）

（7） 申請数が3棟以上の事業者は、クリーンウッド法に基づく登録木材関係事業者であることを示す登録証のコピー等

5 提出に当たっての留意事項

（1） 提出した申請書は、返却しません。

- (2) 提出した申請書は、変更又は取り消しができません。
- (3) 申請書は、提出者に無断で当該事業以外の用途に使用しません。

第1 1 (転換実証事業申請の受付について)

地域木材団体は、転換実証事業者に対して転換実証事業申請受付書（様式第2号）を通知します。

第1 2 (転換実証事業の採択について)

全木連は、提出された申請書について、外部の有識者等からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で転換実証事業の採択・不採択を決定し、転換実証事業者に対して審査結果通知書（様式第3号）を通知します。

第1 3 (転換実証事業の実施及び注意点)

- 1 施工実証にあっては、公募を開始した日付前に発注した助成対象木材の調達費は、助成対象外とします。
- 2 設計実証にあっては、令和3年度補正予算成立日（令和3年12月20日）以降に設計契約を結んだ設計、又は契約行為を伴わない場合は当該日以降にその経費が発生した設計を助成対象とします。

第1 4 (転換実証事業の申請の取下げ)

- 1 転換実証事業者は、実証事業の実施が困難となった場合においては、速やかに転換実証事業採択取り下げ申請書（様式第4号）を全木連に提出し、その指示を受けなければならないものとします。
- 2 共同申請された転換実証事業において、共同事業者に変更がある場合は、速やかに取り下げ申請をした上で、変更後の事業者名により、様式第1号により再度申請をするものとします。
- 3 全木連は、転換実証事業採択取り下げ申請書（様式第4号）の内容を審査した上で、転換実証事業採択取り下げ承認書（様式第5号）により、転換実証事業者に取り下げ申請の承認を通知します。

第1 5 (状況の報告)

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、転換実証事業者に対し、転換実証事業の進行状況に関する報告を求めるものとします。

第1 6 (転換実証事業の対象物件の確認)

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、転換実証事業の対象建築物における助成対象木材の使用状況及び関係書類の内容等を確認するものとします。

第1 7 (交付申請書の提出)

- 1 転換実証事業者は、事業完了後、転換実証事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第6号・付属資料（別添、別紙1））1部と以下に掲げる資料を添付し、

事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和4年11月30日(水)17時(必着)のいずれか早い期日までに提出してください。

- (1) 転換実証事業で得られた代替となる木材製品の使用に関する情報等をまとめた報告書(施工実証:様式第6号-2-①(横架材等)、様式第6号-2-②(CLT)。設計実証:様式第6号-3-①(横架材等)、様式第6号-3-②(CLT))
 - (2) 交付金額の査定に必要となる資料(契約書、請求書、領収書、納品書等の内訳明細で、申請する建築物の木材費、木材加工費、運搬費等の詳細が記載されたもの。施工実証にあっては過去に設計又は施工した建築物の木材費、木材加工費、運搬費等の詳細が記載されたもの、設計実証にあっては設計費の内訳明細が確認できるものの、図面等)
 - (3) 工事記録写真(申請する建築物の施工現場に代替材を荷受けした写真及び代替材の施工状態がわかる写真)
 - (4) 公募を開始した日付以降に材料発注があったことを証明する資料(発注書、材料指示書等)
 - (5) 設計実証にあっては、令和3年12月20日以降に設計契約等を締結したことを証明する資料
 - (6) 申請する建築物において、代替材がどこに使われているか判別可能な平面図、軸組図、梁伏せ図等
 - (7) 建築確認済証及び第9に定める付属資料において提出した建築確認申請等又は建築工事届に変更があった場合は変更後の建築工事届又は建築確認申請等のコピー
 - (8) クリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材であることを示す書面
 - (9) 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の算定シート(林野庁ホームページに掲載されている計算シートを活用し作成した計算結果)
- 2 転換実証事業者は、第1項の交付申請書(様式第6号)を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければなりません。

第18(助成金の額の確定等)

- 1 全木連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が転換実証事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、転換実証事業助成金交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。)(様式第7号)を転換実証事業者に通知するものとします。
- 2 審査の結果、その申請が転換実証事業の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、その旨を記載した転換実証事業不採択通知書(様式第8号)を転換実証事業者に通知するものとします。

第19(助成金の支払い)

転換実証事業者は、交付決定通知書(様式第7号)により助成金の支払いを受けようとするときは、転換実証事業助成金交付請求書(様式第9号)を全木連に提出しなければなりません。

第20(交付決定の取り消し等)

- 1 全木連は、転換実証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、転換実証事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。
 - (1) 第17に定める交付申請書（様式第6号）を提出しなかった場合。
 - (2) 第9に定める転換実証事業申請書（様式第1号）の内容が第17に定める交付申請書（様式第6号）と著しく異なる場合。
 - (3) 転換実証事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、転換実証事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、転換実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合。
- 2 転換実証事業者は、前項による返還命令を受けたときは、速やかに返還しなければなりません。
- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第21（経理書類の保管等）

転換実証事業者は、転換実証事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

第22（その他）

全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用し、公表できるものとする。

（附則）

この要領は、令和4年10月6日から施行するものとします。

別添 1

J A S 構造材実証・転換実証支援事業のうち転換実証支援事業の内容について

1 趣 旨

木材不足・価格高騰等へ緊急的に対応するため、住宅等の建築に当たって調達が困難となつた資材を、設計・施工上の工夫等を通じて代替となる木材製品へ転換することが重要です。

2 事業概要

建築事業者、設計者等が、住宅等の建築に当たって調達が困難になつた資材を設計・施工上の工夫等を通じて代替となる木材製品へ転換する取組について、調達費の一部を助成することで実証を行うと共に、設計、調達、施工時等において工夫した内容、課題の抽出、改善策の提案などの報告を行っていただく事業となります。

クリーンウッド登録実施機関

- ・ 公益財団法人日本合板検査会
- ・ 公益財団法人日本住宅・木材技術センター
- ・ 一般財団法人日本ガス機器検査協会
- ・ 一般社団法人日本森林技術協会
- ・ 一般財団法人建材試験センター
- ・ 一般社団法人北海道林産物検査会

別添3

地域木材団体一覧

会員名称	〒	住 所	TEL FAX	E-mail
北海道木材産業協同組合連合会	060-0004	札幌市中央区北四条西 5丁目1番地 林業会館3階	011-251-0683 011-251-0684	doumokuren@woodplaza.or.jp
青森県木材協同組合	030-0151	青森市高田字川瀬 104-1	017-739-8761 017-739-8749	aohiba@dance.ocn.ne.jp
岩手県木材産業協同組合	020-0024	盛岡市菜園 1-3-6	019-624-2141 019-652-1018	gankiren@poppy.ocn.ne.jp
宮城県木材協同組合	981-0908	仙台市青葉区東照宮 1-8-8	022-233-2883 022-275-4936	miyagi_wood@waltz.ocn.ne.jp
秋田県木材産業協同組合連合会	010-0003	秋田市東通 2-7-35	018-837-8091 018-837-8093	AEL03072@nifty.com
山形県木材産業協同組合	990-2473	山形市松栄 1-5-41 森林会館内	023-666-4800 023-646-8699	yamawood@mokusankyo.com
福島県木材協同組合連合会	960-8043	福島市中町 5-18 林業会館内	024-523-3307 024-521-1308	info@fmokuren.jp
茨城県木材協同組合連合会	319-2205	常陸大宮市宮の郷 2153番 38	0294-33-5121 0294-33-5191	mokuren@atlas.plala.or.jp
栃木県木材業協同組合連合会	321-2118	宇都宮市新里町丁 277番地 1	028-652-3687 028-652-1046	t-mokkyo@violin.ocn.ne.jp
(一社) 群馬県木材組合連合会	379-2131	前橋市西善町 524-1	027-266-8220 027-266-8223	wood@po.wind.ne.jp
(一社) 埼玉県木材協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 2-7-7	048-822-2568 048-824-0720	lumber@mokkyo-saitama.jp
(一社) 千葉県木材振興協会	283-0823	東金市山田 800番地	0475-53-2611 0475-53-2000	mokusinkyo@gmail.com
神奈川県木材業協同組合連合会	231-0033	横浜市中区長者町 9-149	045-261-3731 045-251-4891	kanagawa@kenmokuren.com
(一社) 山梨県木材協会	400-0047	甲府市徳行 4-11-20	055-228-7339 055-222-7703	info.ywood@gmail.com
(一社) 東京都木材団体連合会	136-0082	江東区新木場 1-18-8 木材会館内	03-5569-2211 03-5569-2233	tomokuren@nifty.com
新潟県木材組合連合会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1-7-13 木材会館内	025-245-0733 025-243-5475	niigatamokuren@mountain.ocn.ne.jp
富山県木材組合連合会	939-0311	射水市黒河新 4940 富山県農林水産総合 技術センター木材研究所展示館内	0766-30-5101 0766-30-5102	tomimoku@orion.ocn.ne.jp

会員名称	〒	住 所	TEL FAX	E-mail
(公社)石川県木材産業振興協会	920-0211	金沢市湊 2-118-15	076-238-7746 076-238-7725	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
福井県木材組合連合会	918-8233	福井市合島町 3 号 1 番地	0776-50-3625 0776-50-3626	fukui-mokuren@fukui-mokuren.jp
長野県木材協同組合連合会	380-8567	長野市岡田町 30-16 林業センター内 301 号	026-226-1471 026-228-0580	nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp
岐阜県木材協同組合連合会	500-8356	岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センタ 一内	058-271-9941 058-272-3858	info@gifu-mokuzai.jp
静岡県木材協同組合連合会	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9F	054-252-3168 054-251-3483	s-mokuren@s-mokuren.com
(一社) 愛知県木材組合連合会	460-0017	名古屋市中区松原 2- 18-10	052-331-9386 052-322-3376	lovewood@lilac.ocn.ne.jp
三重県木材協同組合連合会	514-0003	津市桜橋 1-104 林業会館内	059-228-4715 059-226-0679	mokuren@po.inetmie.or.jp
滋賀県木材協会	520-0801	大津市大萱 4-17-30 滋賀県林業会館内	077-574-7600 077-574-7607	s-mokkyo@mx.bw.dream.jp
(一社)京都府木材組合連合会	604-8417	京都市中京区西ノ京内 烟町 41-3	075-802-2991 075-811-2593	info@kyomokuren.or.jp
(一社)大阪府木材連合会	559-0025	大阪市住之江区平林南 1-1-8 大阪木材会館 2 階	06-6685-3101 06-6685-3102	mokosaka@leaf.ocn.ne.jp
兵庫県木材業協同組合連合会	650-0012	神戸市中央区北長狭通 5-5-18 兵庫県林業会館 3F	078-371-0607 078-371-7662	hyogomokuren@hkg.odn.ne.jp
奈良県木材協同組合連合会	634-0804	橿原市内膳町 5-5-9	0744-22-6281 0744-24-4587	info@naraken-mokuzai.jp
和歌山県木材協同組合連合会	641-0036	和歌山市西浜 1660 和歌山木材会館内	073-446-0592 073-444-0498	wamokuren@nifty.com
鳥取県木材協同組合連合会	680-0874	鳥取市叶 122 西垣ビル 3 号室	0857-30-5490 0857-30-5491	kinoyosa@pastel.ocn.ne.jp
(一社) 島根県木材協会	690-0886	松江市母衣町 55 島根県林業会館 3F	0852-21-3852 0852-26-7087	info@shimane-mokuzai.jp
(一社) 岡山県木材組合連合会	700-0902	岡山市北区錦町 1-8	086-231-6677 086-232-7549	oka_mokuren@kaiteki-kinoie.or.jp
(一社) 広島県木材組合連合会	734-0014	広島市南区宇品西 4-1- 45	082-253-1433 082-255-6175	kenmoku@minos.ocn.ne.jp
(一社) 山口県木材協会	753-0074	山口市中央 4-5-16 商工会館 2F	083-922-0157 083-925-6057	mokuzai@mokkyou.or.jp

会員名称	〒	住 所	TEL FAX	E-mail
徳島県木材協同組合連合会	770-8001	徳島市津田海岸町 5-13	088-662-2521 088-662-2224	info@awa-kenmokuren.com
(一社) 香川県木材協会	761-8031	高松市郷東町 796-71	087-881-9343 087-881-9338	k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp
(一社) 愛媛県木材協会	790-0003	松山市三番町 4-4-1 愛媛県林業会館 3F	089-948-8973 089-948-8974	ehimewic@bronze.ocn.ne.jp
(一社) 高知県木材協会	781-0801	高知市小倉町 2-8	088-883-6721 088-884-1697	info@k-kenmoku.com
(一社) 福岡県木材組合連合会	810-0001	福岡市中央区天神 3-10-27 天神チクモクビル 3F	092-714-2061 092-714-2062	fvbm0720@nifyy.com
(一社) 佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄 278-4 佐賀県森林会館	0952-23-6181 0952-29-2187	sagakenmoku@vip.saganet.ne.jp
(一社) 長崎県木材組合連合会	854-0063	諫早市貝津町 1112 番地 6	0957-27-1760 0957-25-0242	nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
(一社) 熊本県木材協会連合会	862-0954	熊本市中央区神水 1-11-14 熊本県木材利用普及研修センター	096-382-7919 096-382-7893	info@kumamotonoki.com
大分県木材協同組合連合会	870-0004	大分市王子港町 1-17	097-532-7151 097-537-8441	senmu@oitakenmoku.jp
宮崎県木材協同組合連合会	880-0805	宮崎市橋通東 1-11-1	0985-24-3400 0985-27-3590	mumber@miyazaki-mokuzai.or.jp
(一社) 鹿児島県林材協会連合会	891-0115	鹿児島市東開町 3-2	099-267-5681 099-267-2407	info@k-wood.com
(一社) 沖縄県木材協会	900-0023	那覇市楚辺 1-12-15 町田アパート 301	098-855-0020 098-855-0022	moku@luck.ocn.ne.jp